

東京農工大学国際交流会館規程の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則 (入居資格) 第6条 会館に入居できる者は、次の各号の一に該当する者とする。 (1) (略) (2) 研究者(本学に在留する期間が原則として1か月以上の者)並びにその配偶者及び子女 (3) (略)</p>	<p>本則 (入居資格) 第6条 会館に入居できる者は、次の各号の一に該当する者とする。 (1) (略) (2) 研究者並びにその配偶者及び子女 (3) (略)</p>	

附 則 (令和元年11月1日教規程第18号)

この規程は、令和元年11月1日から施行し、令和元年10月31日までに入居許可を受けた者については、施行後の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。